

<失踪宣告>

1 概要

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者）

3 申立先

- ・不在者の従来の住所地の家庭裁判所に申し立てることになります。
- ・不在者の従来の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

（不在者の従来の住所地）	（申立先）
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

不在者の従来の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×2枚、100円×5枚、84円×20枚、10円×5枚
5円×5枚、2円×5枚、1円×5枚（合計3270円分）

（後日、官報公告料が必要になります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後に担当者からお知らせさせていただきます。）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本1通（全部事項証明書）（申立人が本人と親族関係にない場合には不要）

- ・ 申立人の利害関係を証する資料（申立人が債権者等の場合には、契約関係が存在することの資料など。申立人が親族関係の場合には、戸籍謄本で足りる。）
- ・ 不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍の附票各 1 通
- ・ 不在の事実を証する資料（警察署長の発行する家出人届出受理証明書など）

※ 戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍の附票は、本籍地を管轄する市区町村役場で 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、除籍謄本、改製原戸籍謄本などを提出していただく場合があります。

注 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「**申立書や答弁書の住所の記載について**」及び「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

注 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、84円×3枚、5円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

ò €ûS rz| Cv"cq|Ùpy Ã•IÉ\–Á‹u• \bqOjkZ^sWM•
%d}ò rzò —½sy"Öv|ûSrzMSiy"ÖvJnq \bqZk`O}

Ö

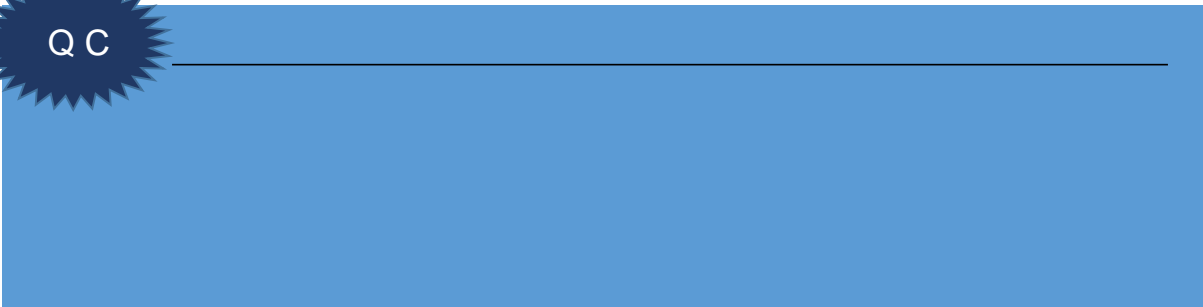
Ö |MSvvaf– CW
uOs§š—–èpα-• qšÁ+°yGv|ÜçÈñî–u¥v| Ü.«ñ
®α E•¥ •bq|

Ö

}

Öò _____rz|MSv=y±ò– ê• \d–ss•v|ò :Övz|_
Ù =yÉS•í,bqZk`Oα \d–}ª•î vaf– CWM–Öû
z|î =v~MSv=sbq|î y <¶ êy±ò–• \bqZk`
O}¥}

ÖûS _____rz| \`–j}ªz|| sbq|î v•"Éb% d}î y
<¶ êαMSv=¥y±ò–• \bqZk`O}



Ö s}z|Qqy Æv“•|l sbqî OvûÉ`—%d}
Ö yî z|MujWMSvv \bj}ªuy c€•ú g•d–^s
WrX% d}
Öò rz|MSiW| ÊuëûO•h]uOVuyÆÚ•á,b| c
•ú gWîrsβÆ”——Öûvz’Fd–^sWM•%d}
ÖûS rz|MujW \bj}ªuWûSyÁ‹s`—jÖûvUOq|
Muj•_J W s^È•è‹yv,bO©íW^c–Uh—WM–utsβ
Æ”——uOx•| î V”y c•ú gWMnjsXz|’F`—%d}

